



島根県報

令和元年11月26日（火）

号外 第 7 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	2
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(")	4
放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則	(")	4
特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(")	5

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

島根県公安委員会規則第6号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の4に次の1項を加える。

2 施行規則第21条第3項に規定する公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 法第94条第1項の規定による届出を行う場合

(2) 法第94条第2項の規定による申請を行う場合（施行規則第21条第1項各号のいずれかに該当する場合に限る。）

第25条の2を次のように改める。

（免許の取消し及び運転経歴証明書の交付の申請等）

第25条の2 法第104条の4第1項前段の規定による免許の取消しの申請並びに法第104条の4第5項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付の申請、施行規則第30条の12第1項の規定による記載事項の変更の届出及び施行規則第30条の13第1項の規定による再交付の申請は、第23条の3各号に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

2 施行規則第30条の10第1項に規定する運転経歴証明書交付申請書及び施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書交付・再交付申請書（様式第28号の5）とする。

3 施行規則第30条の10第2項に規定する公安委員会規則で定める場合は、同条第1項の規定による申請を行う場合とする。

4 施行規則第30条の12第2項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（様式第28号の6）とする。

5 施行規則第30条の13第2項に規定する公安委員会規則で定める場合は、同条第1項第2号から第5号までに該当する場合とする。

第25条の3を削る。

様式第28号の6中「第25条の3」を「第25条の2」に改める。

様式第30号を次のように改める。

様式第30号 (第27条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 島根県公安委員会 様																							
氏 名 ・ 生 年 月 日										年 月 日													
住 所																							
審 査 に 係 る 緊 急 自 動 車 の 種 類					中 型			準 中 型			普 通			大 自 二		普 自 二		小 型 二 輪					
										M T 車					A T 車								
交 付 公 安 委 員 会					公 安 委 員 会																		
交 付 年 月 日					年 月 日					有 効 期 限			年 月 日										
現 に 受 け て い る 免 許					免 許 証 番 号		第													号			
					免 許 年 月 日		二・小・原		年 月 日														
							他		年 月 日														
							二 種		年 月 日														
免 許 の 種 類					大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け				
					型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	二				
免 許 の 条 件 等																							
緊 急 自 動 車 の 使 用 者		所 在 地																					
		職 名																					
		氏 名			印																		

- 注：1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。
 2 緊急自動車の使用者の欄の「印」は、公印を用いること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

島根県公安委員会規則第7号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第104条の4第5項及び第6項の項中「第6項」の次に「（第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表道路交通法施行規則の部第22条第2項及び第3項（第28条の2において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第24条第8項	技能試験に従事する警察職員の指定
---------	------------------

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

島根県公安委員会規則第8号

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第2条第2項第3号ハ及びニ」を「第2条第2項第3号ロ及びハ」に改める。

様式第1号表面中「又は寄附行為及び登記簿謄本等」を「及び登記事項証明書等」に、

<p>「<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は戸籍抄本（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し）」</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p>	<p>「<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）」</p> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p>
--	--

様式第3号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

様式第7号裏面中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

「 戸籍謄本又は戸籍抄本（外国人にあっては、国籍等の記載のある住民票の写し）」

様式第12号表面中 登記事項証明書 診断書

「 住民票の写し（外国人にあっては、国籍等の記載のあるものに限る。）」に改める。

□ 診断書

」

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

島根県公安委員会規則第9号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改正する。

様式第3号（第2条関係）

誓 約 書

私は、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号ロ(1)から(3)までに規定する

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法(明治40年法律第45号)第235条、第243条(同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。)、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法（平成18年法律第73号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

島根県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。